

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成24年第2回津市国民健康保険運営協議会
2. 開催日時	平成24年8月23日(木) 午後3時30分から午後4時30分まで
3. 開催場所	津リージョンプラザ第2会議室
4. 出席者の氏名	<p>(津市国民健康保険運営協議会委員)</p> <p>草深昭一、小柴勝子、坂井幸子、若浪 常、小竹キミ代、二神康夫、渡部泰和、上野利通、鎌谷義人、長谷部春彦、岡 勝治、稲垣博司、須山美智子、山口修、西口正國、森春夫、松葉信利、福本悦蔵</p> <p>(事務局)</p> <p>健康福祉部長 市川和彦 健康福祉部次長 別所一宏 健康福祉部医療担当参事 和田 忍 保険年金課長 下里秀紀 保険年金課調整・管理担当主幹 新 有 保険年金課管理担当副主幹 加藤勝博 保険年金課保険担当主幹 瀧 宣彦 保険年金課保険担当副主幹(兼)中央保健センター保健指導担当副主幹 中北なをみ 中央保健センター保健指導担当副主幹(兼)保険年金課保険担当副主幹 木下なつこ 保険年金課保険担当副主幹 若林勤也</p>
5. 内容	<p>(1) 平成23年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて</p> <p>(2) 平成24年度国民健康保険事業特別会計予算について</p> <p>(3) その他</p>
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	0人
8. 担当	健康福祉部保険年金課管理担当 電話059-229-3159 e-mail229-3159@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記の通り

事務局： ただ今より、平成 24 年第 2 回津市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日は、皆様お忙しい中、当協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の協議会は平成 24 年 7 月 1 日から委員をお願いいたしまして、最初の協議会でありますため、会長が決まっていない状況でございます。会長が決まりますまで司会を務めさせていただきます、保険年金課管理担当の新でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、健康福祉部長、市川より一言、ご挨拶申し上げます。

部長： みなさん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただき、本年は 2 回の運営協議会ということで、新しい委員さんも 5 名お越しいただきありがとうございます。

さて、国民健康保険の事業の会計でございますが、全国的にも厳しい状況が続いております。私ども津市におきましても、平成 20 年度は約 1 億 6 千 6 百万円の赤字、続いて 21 年度は約 9 千 5 百万円の赤字と、赤字会計が続いてまいりました。平成 22 年度には約 5 億円近い赤字が見込まれますことから、やむを得ず一般会計から約 4 億 8 千万円の特別な繰り入れを行いまして、約 1 千 2 百万円の黒字となったところですが、引き続き厳しい状況でございます。本日の議事にありますように、平成 23 年度の決算見込みの報告もさせていただきます。

平成 23 年度につきましては、委員の皆様から、かねがねご指摘いただきました収納率の向上に向けて努力してまいってきたところです。

平成 22 年度からはコンビニエンスストアでの納付ができること。また、肌理細やかな納付指導を行うために電話催告業務、滞納処分の強化を図ってまいりました。その結果、平成 23 年度決算につきましては、一般会計の繰り入れをせずに約 2 億 2 千万円の黒字見込みとなったところです。また、収納率につきましては平成 21 年度 86.2%と比べますと、2.3%増加しまして現年度分で 88.5%、過年度分で平成 21 年度は 7.2%でございましたが、8.6 ポイント上昇の 15.8%という向上ができたところです。

後ほど決算見込みについては担当課長よりご説明させていただきますが、まだまだ財政は厳しいものでありますため、医療費の抑制でありますとか、特定健診をどのようにやっていくか等いろいろな課題もあります。その中で本日の議題は平成 23 年度の決算見込みと平成 24 年度の予算、無受診世帯記念品制度等でございます。よろしくご審議をいただきますようお願いし開催の挨拶に代えさせていただきます。

事務局： ここで、18名の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

資料1の津市国民健康保険運営協議会委員名簿をご覧ください。

被保険者を代表する委員といたしまして、草深昭一委員、小柴勝子委員、坂井幸子委員、若浪 常委員、小竹キミ代委員。

保険医又は保険薬剤師を代表する委員といたしまして、二神康夫委員、渡部泰和委員、上野利通委員、鎌谷義人委員、長谷部春彦委員。

公益を代表する委員といたしまして、岡 勝治委員、稲垣博司委員、須山美智子委員、山口修委員、西口正國委員。

被用者保険等保険者を代表する委員といたしまして、森 春夫委員、松葉信利委員、福本悦蔵委員。以上、18名の委員の皆様、2年間よろしくお願ひいたします。

続きまして本日出席をしております職員から自己紹介をいたします。
次長、参事、課長、主幹、副主幹

それでは、事項2の会長及び会長職務代行者の選挙でございます。
会長及び会長職務代行者につきましては、資料2をご覧ください。

国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、会長及び職務代行者の選挙をお願いするものでございますが、同条の規定によりまして、公益を代表する委員の中から全員が選挙することとなっております。
皆様にお伺ひしますが、いかが取り図らせていただきましょうか。

委員： （事務局へ一任）

事務局： 事務局へ一任とのご意見がございましたので、皆様にご異議がなければ、事務局から推薦申し上げますが、皆様にご異議ございませんでしょうか。ご異議がないようでございますので、会長に山口委員、会長職務代行者には、西口（にしぐち）委員を推薦申し上げますが、皆様にご異議ございませんでしょうか。

各委員： （異議なし）

事務局： 異議がないようでございますので、山口委員には会長を、西口委員には会長職務代行者をよろしくお願ひいたします。

次に事項書3の議事にはありますが、本日の会議は津市国民健康保険条例施行規則第4条第5項に規定の定足数、委員の各1名を含む過半数の委員の出席がありますので、会議は成立してありますことをご報告いたします。

それでは、山口会長に議事の進行をお願いしたいと思います。
恐れ入りますが、会長席へ移動をお願いいたします。

議長： みなさん、こんにちは。残暑厳しい中、全員がお揃いいただき、ありがとうございます。今、会長にご推挙いただきました山口でございます。新旧の委員の皆様方のご協力、ご指導お願いします。

それでは、議事を進めさせていただきます。議事進行にご協力お願いします。議事1について、平成23年度津市国民健康保険事業特別会計決算（案）について、事務局から説明をお願いします。

課長： 議事1の決算（案）の説明に入ります前に、津市の国民健康保険事業の概要についてご説明いたします。説明の中には、専門用語が、多々出てくるとお思いますので、別冊の参考資料2の用語解説も併せてご利用ください。

まず、国保制度は、相互扶助の精神に則り、市町村の住民を対象として病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度でございます。国保の保険者は、国保法により市町村が保険者となるよう義務付けられており、また、国保の被保険者、いわゆる加入者は、健康保険法、国家公務員・地方公務員共済組合法などに加入している方、高齢者の医療の確保に関する法律などの保険制度に加入している方、生活保護法による保護を受けている方以外の方が対象となります。

それでは、本市の国民健康保険制度の概要でございますが、別冊の参考資料1の1ページをご覧ください。1の世帯数及び被保険者の推移・推計でございますが、平成23年度は、世帯数、42,182世帯、被保険者数、70,383人で、少子高齢化を反映し、平成24年度以降も年々減少していくものと見込んでおります。

次に2の保険料収納額及び1人当たり調定額の推移・推計でございますが、景気の低迷による所得の減少などから保険料調定額、収納額、1人当たり調定額とも平成22年度までは年々減少しておりましたが、平成23年度に市町村合併後初めて保険料の値上げを行ったことにより、平成23年度は、増加しております。保険料の収納率は、平成21年度までは下降しておりましたが、平成22年度から電話催告センターの開設、コンビニ収納の開始などの保険料収納対策を強化したことにより、上昇しております。平成24年度以降は、保険料調定額は、減少するものの、保険料収納率を90%と見込み、保険料収納額は、平成23年度を上回るものと見込んでおります。

2 ページをご覧ください。3 の保険給付費及び 1 人当たり給付費の推移・推計でございますが、平成 23 年度は、保険給付費は、186 億 1,436 万 8 千円、1 人当たりの給付費は、264,473 円で、医療の高度化等によりいずれも年々増加傾向にあり、今後も上昇するものと見込んでいます。

次に少し飛びまして、3 ページの 5 の保険会計決算の推移・推計でございます。平成 23 年度の決算については、この後詳細を申し上げますが、表中の歳入歳出差引欄をご覧くださいと、平成 20 年度は、1 億 6,604 万 2 千円の赤字、21 年度は 9,481 万 1 千円の赤字、22 年度以降は、わずかですが黒字となりましたが、今後も厳しい財政運営が続くと見込んでおり、平成 25 年度には赤字に陥るものと見込んでおります。

次に 4 ページの 6 の繰入金の推移・推計をご覧ください。平成 20 年度は、表の上段の法定内繰入、いわゆる法に定められ、一般会計が国保会計に対し負担しなければならない義務的な繰入金は、14 億 4,984 万 7 千円で、中段の欄にあります法定外繰入はなく、基金繰入金 1 億 9,178 万 8 千円を行いました。これは、保険料等の収入が不足したため、国民健康保険事業運営基金、一般的に申上げれば、預金のようなものですが、そこから、不足額を取り崩し、財源補てんをしたものであります。このことから、平成 20 年度の国保会計は赤字決算であると言えます。平成 21 年度も、この基金から 4 億 6,904 万 2 千円を取り崩し、赤字会計となり、平成 22 年度には、当該基金も底をつき国保会計内では財源不足に対応できないため、一般会計から法定外繰入、いわゆる法に定めがなく地方公共団体の判断において任意に繰入できる繰入金 4 億 8,447 万 9 千円を行ない、財源不足を補てんしなければならない危機的な財政状況となりました。このことから、保険料収納率の向上などに努めるとともに平成 23 年度に保険料の改定を行った結果、平成 23 年度決算においては、法定外繰入は解消されました。しかしながら、平成 25 年度には、先ほど決算の推移・推計で申し上げましたとおり、赤字となることが予想されるため、法定外繰入を 1 億 5,434 万円、しなければならなくなると見込んでいます。

次に 7 の特定健診、特定保健指導受診率の推移をご覧ください。平成 23 年度の特定健診の受診率は、33.3%で、前年度に対し 2.7%上昇しておりますものの、目標率としている 58%とは大幅な開きがあります。また、特定保健指導積極的支援、動機付支援とも申込率は、前年度に比べ低下したこと、また、目標率には達していない状況であり、今後は、対象者の方々への効果的な啓発活動、受診勧奨、制度の改善

などを講じる必要があると考えております。

そのほか、5 ページ以降に収納対策でありますコンビニ収納状況や電話催告業務の実績、国民健康保険料率及び限度額の推移、津市の国保で運営しております竹原診療所の状況など関連資料を添付しておりますが、時間の都合上、説明は省略させていただきますので、ご質問等ございましたらこの後、お願いいたします。

それでは、議事1の平成23年度国民健康保険事業特別会計決算(案)についてご説明いたします。それでは、元の資料にお戻りいただき、A3横の資料3をご覧ください。先ず、表の右側、歳出の主なものについてご説明いたします。総務費の決算額は、3億8,666万1千円で、主なものは職員の人件費、保険料賦課等電算業務委託料、電話催告業務委託料などで、対前年比14.9%の減でございます。これは、平成23年度の組織改革により職員数が34人から28人の6名減に伴う人件費の減が主な要因であります。

次に、保険給付費は186億1,436万8千円で、その主なものは、医療費のうち保険者が負担する約7割分の療養給付費のほか、高額療養費などで、対前年比2.2%の増、歳出全体の69.7%を占めております。

次に、後期高齢者支援金等は、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金として、保険者が負担するもので、31億7,990万3千円を社会保険診療報酬支払基金に拠出し、対前年比8.5%の増でございます。

次に、前期高齢者納付金等は、65歳以上74歳までの前期高齢者に係る保険者間の加入者の偏在による医療費不均衡を調整するため、全ての保険者が応分の負担をする義務的な納付金等で、942万6千円を社会保険診療報酬支払基金に拠出し、対前年比85.3%の増でございます。

次に、介護納付金は、介護給付費の約30%を40歳から64歳の第2号被保険者が負担するもので、12億9,612万5千円を社会保険診療報酬支払基金へ納付し、対前年比7.9%の増でございます。

次に、共同事業拠出金は、高額医療費共同事業(80万円以上のレセプトを対象)及び保険財政共同安定化事業(30万円から80万円未満のレセプトを対象)に対し、県下の各市町が拠出金を出し合い、市町間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るもので、27億2,872万9千円を国保連合会へ拠出し、対前年比2.0%の減でございます。

次に、保健事業費は、平成20年度から始まった、特定健診、特定保健指導事業にかかる経費、及び各種がん検診等にかかる自己負担金の助成などで、2億6,228万8千円で、対前年比37.2%の増でございます。

す。

次に、諸支出金は、2億3,867万4千円で、療養給付費負担金や調整交付金などの国・県交付金の返還金及び保険料還付金等で対前年比8.1%の減でございます。

続きまして、歳入でございます。表の左側をご覧ください。保険料収入の決算額は、63億4,768万8千円で、歳入全体の23.6%を占めています。前年度と比較しますと、4億1,736万8千円、7%の増となり、これは保険料の改定及び収納率の向上によるものです。

次に、国庫支出金は、61億3,806万3千円で、これは主に歳出の一般被保険者分の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の総額の約34%を補てんする療養給付費負担金（科目：負担金）と約9%を補てんする普通調整交付金（科目：補助金）が主なものでございます。

次に、療養給付費交付金は、15億6,953万7千円で、退職被保険者等に係る医療費に対する交付金で、歳出の退職分の保険給付費の増加及び過年度精算金により、対前年比21.6%の増となりました。

次に、前期高齢者交付金は、73億56万9千円で、これは65歳から74歳までの前期高齢者について、保険者間の加入者の偏在による医療費負担の不均衡を是正するため、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に、県支出金は、11億3,064万6千円で、歳出の高額医療費共同事業医療費拠出金の約25%を補てんする負担金と一般被保険者に係る保険給付費の約7%を補てんする財政調整交付金が主なものでございます。

次に、共同事業交付金は、27億730万4千円で、歳出の共同事業拠出金を賄うための財源として交付されるもの（高額医療費共同事業交付金（80万円以上のレセプト）及び保険財政共同安定化事業交付金（30万円から80万円未満のレセプト））で、いずれも国保連合会から交付されたものでございます。

次に、一般会計繰入金は、15億3,769万1千円で、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金の法定内繰入金15億1,232万1千円と美杉町地内の竹原診療所に対する財政援助であるその他一般会計繰入金2,537万円で、平成22年度に実施した歳入不足を補てんするための法定外繰入金がないため、対前年比23.6%の減となりました。

次に、基金繰入金は、399万2千円で、歳入不足を補てんするため、国保事業運営基金から残高全額を取り崩し、繰り入れを行いました。

次に、諸収入は、1億8,454万1千円で、保険料滞納に伴う延滞金、第三者行為による納付金ほか、平成23年度限りの国保連合会精算金1億1,066万6千円が納入されたため、対前年比220.5%の増となりました。以上、歳入総額269億3,525万円に対しまして、歳出総額267億1,638万5千円で、歳入歳出差し引き2億1,886万5千円の剰余金が生じました。平成22年度も剰余金が出て、決算上は黒字となりましたが、一般会計から法定外繰入を4億8,447万9千円しており、実質の単年度収支は、3億9,559万円の赤字でありましたが、平成23年度は、法定外繰入はなく、実質単年度収支においても2億234万円の黒字となりました。

この主な要因としまして、歳入では、保険料の改定及び収納率が向上したことにより、保険料収入が前年度比4億1,736万8千円増加したこと、国・県支出金が2億4,902万9千円増加したこと、歳出では、保険給付費が、前年度対比2.2%増の3億9,322万8千円にとどまったことなどが主な要因であります。

今後の健全な財政運営に向けた取り組みでございますが、何においても歳入の根幹である保険料の収納努力が一番だと考えており、収納率の向上に向け、保険料未納者に対しては、納付相談や電話催告センターによる納付勧奨はもとより、文書催告、差押え、交付要求などの滞納処分の強化に努めてまいります。また、平成23年度から収税課内に設置された特別滞納整理推進室と連携した債権回収にも積極的に取り組み、引き続き保険料収納対策の強化を図ってまいりたいと思っております。

そのほか、歳出の部分では、年々増加する医療費の適正化対策として、特定健診や特定保健指導の受診率の向上にも力を入れ、健康の保持、増進により、できる限り医療費の縮減を図ってまいりたいと思っております。これら歳入歳出両面での取り組みにより、健全な国保財政の運営に努めてまいります。

決算（案）については、以上でございますが、決算報告と関連する事項がございますので続けてご説明いたします。別冊の参考資料3 平成23年度の主な状況と取組みをご覧ください。

1の平成23年度の主な改正状況等でございますが、国保会計の財源不足を補てんするため、平成23年度分保険料から保険料率の改定を行いました。また、収税課内に市税や国民健康保険料等の滞納となった債権の移管を受け、差押え等の滞納処分などを専門的に実施する特別滞納整理推進室が設置され、保険料等の収納対策の強化が図られました。

た。

次に2の平成23年度の国民健康保険料(税)収納状況等(1)の国民健康保険料収納状況ですが、中段の平成22年度の収納率は、現年度分が87.88%、滞納繰越分が10.35%であったものが、上段の平成23年度は、現年度分が前年度比0.57%増の88.45%、滞納繰越分が5.43%増の15.77%に上昇しました。このことから収入済額は、対前年比約4億1,736万8千円増加しています。

2)の特別滞納整理推進室との取組みのアの保険年金課の収納状況ですが、300万円以上の所得があり、20万円以上の滞納のある方を対象に、保険年金課から、平成23年6月と10月に納付勧奨及び特別滞納整理推進室への移管予告書を397件、滞納額にして約3億5,790万8千円を滞納者へ送付しました。送付後に保険年金において納付相談を行い、移管日までに176件、約24,471千円の納付(完納18件、一部納付158件)がありました。

次にイの特別滞納整理推進室の収納状況でございますが、保険年金課での納付相談において納付に対して誠意のない方や相談にみえない方、249件滞納額にして約2億1,528万7千円を7月と12月に特別滞納整理推進室へ移管しました。移管後の特別滞納整理推進室での平成23年度徴収実績は、200件、保険料で約5,399万4千円、延滞金等を含めた全体額では約5,872万6千円を徴収し、収納率は26.87%となっています。

次に3の平成23年度特定健康診査等の受診率等の向上の取組みをご覧ください。この資料には記載しておりませんが、特定健康診査の受診率は、平成22年度が30.6%で、平成23年度が2.7%増の33.3%に向上しました。これは、受診率等の向上の取り組みに記載してございますように、平成23年度から市・県民税非課税世帯の方の健診受診料を無料化したこと。健診項目に心電図検査、抹消血液検査の2項目を増やしたことなどが要因と思われます。今後も受診率向上に向け、様々な取組みを行っていきたいと考えています。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長： ただいま、事務局から平成23津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について、詳細に説明がりましたが、何かご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

(意見等なし)

よろしければ、平成23年度の決算について承認を頂戴したいと思います。

ますが、皆様の挙手でもって決定したいと存じます。承認の方。全員挙手ということで、承認いただきました。

議長： 次に、議事2の平成24年度国民健康保険事業特別会計予算について、事務局から説明をお願いします。

課長： 平成24年度国民健康保険事業特別会計予算をご説明いたしますので、A3横の資料4をご覧ください。平成24年度予算につきましては、去る2月23日に開催されました当運営協議会で承認され、また、平成24年3月開催の市議会定例会でも議決を受けておりますが、委員の改選により、新たに就任いただきました委員の方がお見えですので、簡単に概略をご説明申し上げます。

平成24年度の歳入歳出予算総額は、273億9,860万1千円で、前年度当初予算と比較しますと、5億3,448万1千円、2.0%の増となっております。また、平成23年度決算比較しますと、6億8,221万6千円、2.6%の増となります。

まず、表の右側、歳出の主なものについてご説明申し上げます。総務費は、4億274万6千円で、対前年比10.9%の減で、主な要因は職員数の削減による職員人件費の減を見込んでいます。

次に、保険給付費は、187億225万9千円の計上で、退職被保険者の療養給付費が大きく伸びると見込み、対前年比1.2%の増と見込んでいます。平成23年度決算額と比較いたしますと、8,789万1千円、0.5%の増で、ほぼ前年度決算額程度を計上しています。

少し飛びまして、次に、保健事業費は、3億2,427万円の計上で、特定健康診査等事業において新たに電話による受診勧奨などを行うための経費やそれに伴う受診者数の増加を見込み、対前年比6.6%の増を見込んでいます。続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。表の左側をご覧ください。保険料（税）収入は、64億122万1千円の計上で、今般の経済情勢の低迷による所得の伸び悩み及び国保加入者の減少に伴う保険料賦課額の減少により、対前年比0.7%の減と見込んでおりますが、平成23年度の決算額と比較しますと、5,353万1千円、1%の増となります。

次に、国庫支出金は、55億3,856万6千円の計上で、療養給付費等負担金の国庫負担対象経費である一般被保険者の医療費などの減少及び当該負担割合が34%から32%に変更されたことにより、対前年比13.7%の減と見込んでいます。

次に、前期高齢者交付金は、80億6,254万3千円の計上で、65歳から74歳以下の被保険者の加入割合が増加したことなどにより、対前年比11.4%の増を見込んでいます。

次に、共同事業交付金は、30億9,346万円の計上で、歳出の共同事業拠出金と同額程度を見込み、対前年比0.6%の減としております。

次に、一般会計繰入金は、13億5,432万4千円の計上で、職員数の減により職員給与費等繰入金が大幅な減となったことから、対前年比2.7%の減を見込んでいます。決算の説明でも申し上げましたが、保険料の収納を第一に取り組むとともに、また、平成24年度においては、特定健診等の受診率の向上を図り、医療費の適正化に向けた取り組みを進めることにより、赤字の生じない持続可能で安定した健全な国保財政の運営に努めてまいりたいと考えております。平成24年度予算については、以上でございますが、予算報告と関連する事項がございますので続けてご説明いたします。別冊の参考資料4平成24年度の主な状況と取組みをご覧ください。1の平成24年度の主な改正状況等でございますが、国民健康保険法施行令の改正に伴い、平成24年度の保険料から、賦課限度額の改正を行いました。4)平成24年4月から限度額適用認定証が外来診療でも適用できるようになりました。収納対策の強化充実を図るため、国の緊急雇用創出事業を活用し、臨時職員を雇用いたしました。平成24年7月9日から3月を超えて在留する外国人で住所を有し、住民基本台帳法の適用対象とされた場合、国保の被保険者とするよう改正されました。そのほか、直接、市の取り組みではございませんが、給付費の国庫負担金が34%から32%に、都道府県から交付される調整交付金が保険給付費等の7%から9%に改正、保険給付費の支出に影響する診療報酬が0.004%改定されました。

次に2の平成24年度の国民健康保険料(税)収納状況等の国民健康保険料収納状況をご覧ください。年度途中ですので、平成24年7月末の保険料収納状況でございますが、平成23年度同期と比較し、平成24年度の収納率は現年度分で1.1%、滞納繰越分で2.2%、収納額にして96,929千円の増となっており、現在のところ、いずれも昨年度を上回っております。2)の特別滞納整理推進室との取組みですが、250万円以上所得があり、15万円以上の滞納のある方を対象に、保険年金課から、平成24年5月18日に納付勧奨及び特別滞納整理推進室への移管予告書を302件、滞納額にして1億7,681万4千円を送付しました。送付後に保険年金において納付相談を行い、移管日までに176件、延滞金等を含む全体で18,069千円の納付(完納34件、一部納付142件)

がありました。その後、納付に対して誠意のない方、相談にみえない方、116件、滞納額にして約86,975千円を平成24年6月27日に特別滞納整理推進室へ移管しました。

次に3の平成24年度の特定健康診査等の受診率等の向上の取組みですが、40歳代、50歳代の働き盛りの方々の受診率が特に低いことから、当該世代の未受診者に対し、受診勧奨通知及びアンケート調査を実施するとともに、電話による受診勧奨も実施します。また、特定保健指導においては、5年連続未利用者に対し、保健師等による訪問勧奨を実施します。平成24年度においても、保険料負担の公平性の確保、保険料の増収を図るため、収納率の向上対策と特定健診等の受診率の向上対策に取り組んでまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長： ただいま、事務局から平成24年度国民健康保険事業特別会計予算について説明がりましたが、何かご質問、御意見等ございましたらご発言をお願いします。

森委員 特定健診の受診率の向上で、40歳代から50歳代の受診率が悪いということですが私ども健保も同じで、この年代の受診率が悪い。訪問勧奨は行っているのですが、電話勧奨の成果について1年後で結構ですので、どれ位の費用でどれ位の効果があるか、参考にしたいので教えてください。

渡部委員 特定健診の内容に魅力が無いとの意見があるが、魅力のある健診とはどのような健診項目があると考えてみえるか。こういったものがあれば受けたいというものは無いでしょうか。

森委員 うちの地域で、パイロット事業として1回無料で行いました。あと、がん検診と併せて行うとか。今のままでは、病気になったときに行う検査と同じである。被扶養者の方は、なかなか受けてもらえない。

議長： リーズナブルで充実した内容があればよいということでしょうけど。事務局としてそのあたりのお考えは。

課長： 魅力がある検査というのは個人差もあると思われませんが、平成23年度から津市独自に心電図と貧血検査の2項目の検査を追加してい

ます。平成 25 年度以降の計画において、あの手この手を講じてたくさんの方に受けていただけるように考えています。

議長： 他になければ、議事 2 につきましては現在進行している部分ですので、報告ということにさせていただきます。
それでは、議事 3 その他でございますが、無受診世帯記念経費の廃止による予算の振替について（案）他 2 件につきまして、承認の件もでございます。その都度、事務局から説明をお願いします。

課長： それでは、その他の 1、無受診世帯記念品経費の廃止による予算の振替について（案）をご説明申し上げます。資料 5 をご覧ください。本市では、1 年間医療機関に受診したことのない世帯で保険料の滞納がない世帯に対して、健康をたたえ、図書カードを記念品として贈呈してきました。しかしながら、今般の国保財政の悪化及び当事業の費用対効果を理由に、本市の監査委員から廃止してはどうかという意見をいただいております。また、三重県内では、本市と同様に記念品を配布している市が 1 市のみであることなどから、当該事業を平成 25 年度から廃止しようと考えております。

今回の運営協議会でご了解いただければ、廃止後は、記念品配布に係る経費の予算 280 万円を他の保健事業の財源に振り替えて活用し、被保険者の疾病予防、健康増進に努めてまいりたいと考えております。

議長： 当運営協議会として、事務局原案に対しまして、ご意見ございましたらご発言をお願いします。

（意見等なし）

よろしいでしょうか。当協議会としては廃止の方向で結論を出させていただきます。

議長： それでは、次に 2 の保険者支援制度の平成 27 年度からの恒久化についてご説明をお願いします。

課長： 2 の保険者支援制度の平成 27 年度からの恒久化についてご説明申し上げます。国民健康保険法の一部を改正する法律が平成 24 年 4 月 6 日に公布されたことにより、表の左側で示させていただいておりますとおり、改正前は 72 条の 4 第 1 項であったものが、改正により当該条文に他の条文が新設されたため、法律の中身は変わらず、条項のみ第 72

条の5第1項に変更されたものであります。

このことから、国民健康保険法第72条の4第1項を引用している現在の津市国民健康保険条例第6条及び9条第1項第2号に条項にずれが生じてまいりますことから、所要の改正を行うものでございます。

ただし、当該部分の施行日は平成27年4月1日でありますことから、緊急性がないため、しかるべき時期に条例改正案を議会に提出してまいりたいと考えていますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

議長： これについては、あえて報告事項として留めておきます。
それでは3番目の第2期特定健康診査等実施計画についてご説明をお願いします。

課長： 3の第2期特定健康診査等実施計画についてご説明申し上げます。
現在の特定健康診査等実施計画は、資料6のとおり平成20年度から24年度までの5カ年の計画を策定したものでありますことから、第2期の計画策定が必要となります。この計画は平成25年度から29年度までの5カ年計画で、国の特定健診等の基本指針及び県の医療費適正化計画との整合性を図りながら作成するものでございます。
現在、計画案を策定しておりますが、国の基本指針等が示されていないことから、計画素案の完成に至っておりません。できる限り、早急に第2期計画を作成し、当運営協議会の皆さまのご意見をいただきたいと考えておりますので、素案が出来上がりましたら、ご協議の程よろしく願いいたします。

議長： 次の5カ年計画の中で、それぞれの分野を代表していただいている委員で、それぞれの立場でご発言いただけるよう、次回の会議の事項に参考資料とさせていただきたいと思っております。意見等ございましたらご発言をお願いします。

渡部委員： 資料4の平成24年度の当初予算ですが、23年度の実績が出ているのに、これを基本として予算を作ったほうが、というのは、平成23年度の予算と実績ではかなり額が違うので。

部長： 予算につきましては、秋ごろから取り掛かりまして、来年の1月末にはできていなければなりません。決算は5月末の出納閉鎖で額が確

定しますので、時期的に予算の対比は当初、当初となります。

渡部委員：実績に近い数字に変換することは。

部長：基本的に補正予算での対応となります。

議長：他になければ、説明は以上とさせていただきます。
その他、事務局から何かございますか。

課長：次回の運営協議会の開催でございますが、平成 25 年 2 月を予定しております。議題としましては、先ほど申し上げました第 2 期の特定健康診査等実施計画の素案についてご協議いただきたいと考えております。そのほか、平成 25 年度国保会計予算（案）や平成 24 年度の決算見込などの議事を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

議長：以上で本日予定いたしました議事は、これをもちましてすべて終了いたしましたと思います。本日は、大変ご多忙の中をお集まりいただき、熱心にご協議賜りましたことを厚くお礼申し上げます。
これをもちまして、平成 24 年第 2 回津市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

午後 4 時 30 分終了